## 平成30年度第1回 和歌山県子どもを虐待から守る審議会 議事概要

日時:平成30年10月1日(月)13:30~15:30

場所:和歌山県庁北別館4階 第1会議室

佐谷子ども未来課長 挨拶

委員紹介 及び 会長・副会長選出

事務局

議題1について説明

会長

和歌山県子ども虐待防止基本計画(以下「基本計画」という。)の見直しについては、児童福祉法の改正と、政府が7月に発表した児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策、それから都道府県社会的養育推進計画(以下「県計画」という。)等を基本計画の中身に反映させる訳ですね。

しかし、県計画については来年度の策定となるので、それ以外の部分だけ先に基本計画を改定し、県計画がまとまった時点で改めてそれを反映させるということでよろしいか。

事務局

はい。

会長

それでは、社会的養護の部分について、今回は保留となりますので、それ以外の 部分で質問、意見があればお願いしたい。

委員

市町村で色々な取組をするという内容が入ってくると思うが、和歌山県は人口の 少ない所と、和歌山市みたいに色々なものが充実している所と地域差がすごくある ので、一律にできるのかと疑問に思うが、いかがか。

事務局

国は県と市町村の役割分担を明確に打ち出している。市町村については、母子保健の事業を通じて児童の児童虐待を早期発見するため、母子保健保法第22条で子育て世代包括支援センターを各市町村に設置することが努力義務化されたところである。当県としても、全市町村へ設置を強く促しているところである。

会長

県としては、各市町村で力量等にばらつきはあるものの、基本計画の数値目標に あるように、全市町村に子育て世代包括支援センターを設置するように働きかけて いくということか。

事務局

はい。さらに、後ほど説明予定であったのだが、各市町村の方に設置しております要保護児童対策地域協議会(以下「要対協」という。)の機能について底上げを行うために、今年度の事業として、県と市町村の児童虐待における役割について協定を結び、児童を見守る体制を強化する取組をしているところである。

会長

それであれば、先に協定について説明をしてもらった方がよいので、事務局から 説明願います。

事務局

説明

会長

後でご報告いただく事項を今、委員のご質問に絡めて説明を受けました。

和歌山市のように進んでいる所だけではなく、あまり力が入っていない市町村も 正直あるだろうが、県としては子育て世代包括支援センターの設置を促進し、協定 締結を進めることにより、それぞれの市町村に、特に首長以下の担当者に意識を持 ってもらい、虐待予防・早期発見の所に力を入れてもらうよう働きかていくという ことでよいか。

事務局

はい。

委員

説明を受けてよく分かった。しかし、市町村によって、職員の力量に差が出てくると思う。基本計画の中にもあるが、どこの地域でも同じような支援がしっかり出来るように、人材育成をしていただきたい。

会長

ありがとうございます。次、ご質問があればどうぞ。

委員

協定について、第2条で「児童虐待通告を受理した甲及び乙は情報共有を図りながら別に定める共通の虐待リスクを評価する」とあるが、評価の仕方はどうなっているのか。

事務局

後ほど説明予定の「和歌山県児童家庭相談マニュアル」に掲載している。児童相談所と市町村の共通評価指標、いわゆる「リスクアセスメントツール」(以下、「ツール」という。)を開発したので、それを使用して評価をするものである。児童相談所が通告を受けて評価した結果、市町村対応相当と判断した場合は市町村に対応をお願いし、市町村も自身でツールを使用して同じ評価となれば、市町村が対応することになる。逆に、市町村が児童通告を受け付けた場合に、評価の結果児童相談所対応相当となれば、児童相談所へ連絡を入れることになり、児童相談所も自身で評価をして児童相談所対応相当となれば、児童相談所案件となる。どちらが対応すべきか機械的に振り分けるのではなく、双方協議しながら進めていくという流れである。

委員

最終の決定権は誰にあるのか。

事務局

最終は、通告を受けた所がどう対応するかを決めている。

委員

児相と市町村の意見が違った場合はどうするのか。

事務局

意見が違った場合も双方話し合い、きちんと対応を詰めるという形になる。

委員

話し合うということか。

事務局

はい。よって、第2条のただし書きが一番重要な部分になると考えている。

委員

このツールがあるが故に、押し付け合いにならないかと思う。今までも、市町村と児相で虐待の重症度に温度差があると聞くことがありましたので、そういうことがなくなるようなツールであればよいなと思う。市町村と児相が同時に評価するということは難しいのか。

事務局

例えば、児童相談所が市町村に対応を依頼したい場合、児童相談所は方針を立てるために当然ツールを使って重症度を判断する必要が生じる。その評価結果を基に市町村対応相当であると決定し、市町村に依頼する。市町村も同じツールを使うので、その依頼に説得力があるというわけです。

今までは共通の物差しがなかったために重症度の判定に温度差が生じていたが、 今後は共通の物差しでチェックできるというものである。

会長

よろしいですか。

委員

はい。

委員

先ほど事務局から緊急総合対策の説明があり、乳幼児健診未受診者、未就園児、 不就学児等への対応について触れていた。市町村では乳児家庭全戸訪問事業等実施 しているわけだが、基本計画に未就園児等全戸訪問事業を盛り込む方針となれば、 実際に市町村でやっていかないといけないということか。

事務局

児童虐待が発生する割合というのが5歳未満である児童に多く、とりわけ0歳児については死亡リスクも非常に高い。そこで、まずは各市町村で養育支援訪問事業を実施しているところである。その中には、未就園児であって心配だと思う児童も対象になっているかと思う。しかし、それ以外の児童で、どこにも所属していないので第三者の目に触れる事がないという場合にも児童虐待が起こる可能性が高いのではないかということで、国の方が来年度から未就園児等全戸訪問事業を各市町村で実施するよう打ち出しているところである。それを受けて、基本計画にも数値目標として全市町村で未就園児等全戸訪問事業を実施できるよう盛り込みたいと考えているところである。

委員

どこが実施する事業なのか。

事務局

市町村の事業になる。担当部署は母子保健担当部署もしくは子育て世代包括支援 センターの部署なのか、児童虐待担当部署であるのかについては、今後情報収集す ることとなるが、国から詳細が示されれば早急に市町村にも情報提供していきた い。 会長

例えば、虐待の対応をしている部署がこの事業を担うことになれば、児童虐待相 談件数が多い地域は、実際にその事業ができるのかと思うのだが。

事務局

今年度に入り、各市町村に未就園児、未就学児の数を照会したところ、殆どの市町村は、未就園児の数は本当に限られているという答えであった。ただ、和歌山市は県内でも児童の人口が多いので、未就園児の実態把握はもちろん、未就園児訪問事業の実施についても大変ではないかと思われる。しかし、他の市町村については、実態把握ができており、対応も可能であると聞いている。

会長

わかりました。

では、次の議題、和歌山県市町村児童家庭相談マニュアルの改訂について説明願います。

事務局

議題2について説明

委員

医療現場でも虐待を疑うような場面はあり、いかに洩れなく対応できるかというのが一つの使命だと思っている。学校医といって、学校の健診にも参加しているのだが、気になる児童を発見した場合、学校関係者としての所属なのか、医療関係者としての所属なのか、どちらの立場で対応すればよいか。健診だと児童全員を診るので、学校の中のことは学校の管轄下とは思うのだが、どうか。

事務局

健診結果を学校が知り、学校として問題だということであれば、学校から通告していただけばよい。

委員

健診結果については、養護教諭に伝えて相談することが多い。

会長

学校医が児童について養護教諭に相談すれば、養護教諭が管理職に報告し、学校から必要に応じて市町村などに通告してもらうということですかね。

事務局

はい。

会長

非常に貴重なご意見をいただきました。

このマニュアルは、各市町村の担当者がきちんと運用するということが非常に大事だと思う。

参考資料に市町村別の児童虐待相談件数が付いているが、児童の人口がある程度 多いところで虐待相談件数が0というのは、逆に言うと市町村がちゃんと把握して いないということの現れになる。先程報告があった協定書と、このマニュアルと、 改定する基本計画とで各市町村のレベルアップを進めていただきたい。

委員

マニュアルの作成にあたっては市の職員も参加している。そこで市の現場として

の意見も盛り込みながら作っていただけたと思っている。

委員

ツールやマニュアルが出来上がっても、日々の業務の中で使いこなすことが難しい。<br/>
市町村向けに研修の機会を設けていただけるのか。

事務局

実際に活用していただけるように研修の機会を設ける予定にしている。

会長

それでは、議題2については案どおり進めていくということでお願いします。 それでは、議題3、報告事項ですが、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を受けて当県の取組について事務局から説明お願いします。

事務局

議題3について説明

会長

子供の生活実態調査の結果が出るのはいつ頃になるのか。

事務局

現在、集計、分析をしているところであり、年末までにはまとめたいと考えている。

会長

調査結果をどのように施策に反映させるかということもあるので、次の審議会に 間に合うようなら結果を示していただきたい。

何かご質問・ご意見等ございましたら、この機会にお願いします。

委員

保育園、幼稚園では、転居、転園した場合は、虐待等の家庭の情報はなかなか引継ぎしない。児童要録だけ転園先に提出するが、児童要録はすごく綺麗な文章で書いているので、虐待というようなことは一切報告せずに情報提供を行っている現状がある。やはり、個人情報という壁がある状態である。

事務局

各市町村で要支援児童や要保護児童という形で取り扱っていれば、当然、保育園も要対協の構成メンバーになりますので、守秘義務を超えた情報の共有というのは可能になってくるかと思う。是非、その児童がいる市町村の要対協を通じての情報の共有をしていただきたい。

会長

他にございますか。

委員

性的虐待を受けた児童がなかなか立ち直れないので、専門的なカウンセリングを 是非やっていただきたい。里親委託される児童本人は勿論、里親も共に専門的なカウンセリングを受けたいと思う。性暴力救援センターわかやま mine もあるが、親子でカウンセリングが受けられる様な場所があればよい。中高生の児童への対応は難しいことも多いので、里親の話も聞いてもらえたらと思う。

会長

今の点で児童相談所の方で何かありますか。

事務局

児童相談所としては、担当の児童心理司が児童のカウンセリングをし、その後、 里親さんとも面談をしているところですが、委員のご指摘があるということであれ ば、それが十分ではないところもあったのかと。

委員

性被害を受けた児童に、どんな時にどう関われば良いか、どういう声かけがダメなのかというのが分かりにくいので、児童がカウンセリングを受けた時に、里親も一緒にカウンセリングを受けられたらという思いである。

委員

性暴力救援センターわかやま mine の相談は親子でも受けられるはずだが、里親の場合はどうなのか。

事務局

里親委託した児童は、里親と一緒に面談に通ってもらっており、児童とは別に里 親が面談を受けたりもしている。必要であれば遠慮せずに申し出て欲しい。

委員

定期的に相談できる場所があると、里親としても相談しやすい。里親の中には、 悩みがあっても児童相談所に相談すると委託解除になるのではないかと思ってしま う人もいる。今、里親会で里親サロンを開催し、里親相互に交流することにより、 悩みを打ち明け合っている。

会長

ありがとうございました。今の話は、児童相談所の方にご検討いただくという事でお願いしたいと思います。他にご意見はありますか。

委員

国の総合対策を見ると、また児童相談所の負担が大きくなるなという印象である。この審議会でも、何度も、児童相談所の職員の増員や、短期間での異動を避けるというような意見が出てきた。県としては今後、児童相談所の体制についてどう考えているのか。

事務局

現場としては人数が多い程きちんと対応できると思っているが、職員の人数は県 全体の中で決まってくることなので、調整していくことになる。

会長

紀南児童相談所の平成29年度の虐待件数は非常に増えているが、今年度の状況 はどうか。

事務局

昨年度は警察からの面前DVに関する通告が多く、相談件数が増えた。今年度は 9月末現在で昨年度と同程度の件数になってきており、年度末には前年度の件数よ り多くなると予想している。

職員の体制については、紀南児童相談所は児童福祉司の数が増えていない状況であり、今後、国の動向を踏まえてどう体制づくりをするのか課題となっている。

会長

児童相談所職員の増員について、事務局ではどう考えているのか。

事務局

児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)の中では、今後4年間で全国

で2000名の児童福祉司を増員すると打出されている。それに加え、里親専門の職員や市町村指導を担当する職員の配置という事も、国で検討している段階であると聞いている。国からきちんと方針が示された段階で、それに遅れることなく対処していきたいと考えている。

委員

わかりました。児童相談所に期待される役割が多くなり、さらに、共通のツールを用いて虐待の重症度をチェックしていくとなると、仕事にかかる時間が増え、職員が疲れ切ってしまうのではないかと心配したので質問した。

会長

その点は従来から審議会で意見を出しているので、児童相談所の人員の量、質の 確保をお願いしたいところである。

委員

やはり、児童相談所の専門職は、最低でも5年間は専門職として働いて欲しい。 さらに、一般行政職の方でも適任の方がいれば、長く仕事をしてもらいたい。児童 相談所に長く勤めてケースのことを熟知しているという職員がいなければ、児童相 談所としては色々対応できないのではないかと思う。

委員

和歌山県の里親登録世帯は100件を超えてきている。高齢になり児童を預かることが困難になってきているが、その経験を活かして他の里親を支援していく気持ちのある方がいらっしゃる。各市町村に経験豊富な里親がいるので、市町村と連携して地元の里親を支援するとか、そのように活用していただきたい。

会長

予定していた議事は全て終了しました。他に意見がないようなので、進行を事務 局にお返しします。

事務局

本日はありがとうございました。以上をもちまして審議会を閉会いたします。